



発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) FAX5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
https://www.city.setagaya.lg.jp/



災害情報
災害・防犯情報メール配信サービス
http://www.bousai-mail.jp/setagaya/
公式ツイッター @setagaya_kiki
FM ラジオ 83.4MHz
(エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)



区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール 午前8時～午後9時(年中無休) ☎5432-3333 FAX5432-3100

認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らせるまちをめざします

「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」にご意見をお寄せ下さい

この条例は、子どもから大人まで全ての区民が認知症に対し深い関心を持ち、認知症になってからも住み慣れた地域で、希望を持って自分らしく暮らせる社会を実現するために、基本理念や区の責務、区民の参加、地域団体・関係機関・事業者の役割に関する事項を定めます。

このたび、区民参加のワークショップや学識経験者・認知症専門医等で構成された検討委員会に認知症の本人も入り、議論を重ね、条例(骨子案)をまとめました。皆さんからのご意見・提案をいただき、条例を制定します。

☎介護予防・地域支援課
☎6432-6191 FAX6432-6192

区で、多くの方が悩み直面されているのが、認知症を巡る問題です。91万7千人の区民の皆さんの中で、介護認定を受けており、認知症の症状があり支援が必要な方は約2万3千人、軽度認知障害(MCI)の推計人数を含めると4万7千人を超えており、ご家族や周囲の方も認知症のことで心配している方は、大変多いと思います。

この間、区では高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加を受け、令和2年度には認知症の在宅支援施策を推進する拠点となる「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を保健医療福祉総合プラザに開設し、認知症施策をさらに推進します。

今、認知症の価値観が大きく変わってきています。認知症になると「何も分からなくなる」という考え方が一般的でしたが、暮らしていくうえで全てを失うわけではなく、本人の意思や感情は十分にあることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って自分らしく生きることは可能です。

そのためには、認知症になってからも一人ひとりが尊厳を持って、自分らしく生きていくことができる環境が必要です。

区は全ての区民が認知症とともに生きることに希望を持ち、「認知症になってからも希望及び権利が尊重され、安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」をめざして、条例制定の検討を進めています。皆さんからの幅広いご意見・提案をお寄せ下さい。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

郵便はがき

154-8766 037

世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 高齢福祉部
介護予防・地域支援課 行

料金受取人払郵便
世田谷局承認
0037
差出有効期限
2020年
3月24日まで
切手をはらずに
お出し下さい

切り取り線

シンポジウム(学識経験者の講話・意見交換)を開催します

☎4月25日(土) 午前10時～正午 場保健医療福祉総合プラザ(松原6-37-10)
講大熊由紀子(国際医療福祉大学大学院 教授)、西田淳志(東京都医学総合研究所心の健康プロジェクト プロジェクトリーダー)、永田久美子(認知症介護研究・研修東京センター研究部 部長)
☎3月2～26日に、電話またはファクシミリで介護予防・地域支援課(☎6432-6191 FAX 6432-6192)へ 先着200人 ※手話通訳・要約筆記あり

あなたの声を区政に

区民意見提出手続(パブリックコメント)とは
区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・提案をお寄せ下さい

「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」へのご意見・提案は、条例の制定に向けて活用します。ご意見・提案の内容を集約し、区の考え方とともに8月頃に公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

スケジュール(予定)	3月	条例(骨子案)の公表、意見の募集(3月23日まで)
	8月	条例(骨子案)に対する意見の公表
	10月	条例の制定

閲覧場所 骨子案の全文は、介護予防・地域支援課、区政情報センター(世田谷区民会館内)、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページでご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方 ①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体 ③その他「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 3月23日(必着)

提出方法 ①ご意見・提案②住所(勤務先・通学先の所在地・名称)③氏名(事業所名)を明記したハガキ・書面を郵送、ファクシミリまたは持参で介護予防・地域支援課へ ※区のホームページからも提出可。点字表記・音声媒体による提出可。

